



7羽運協発第7号
令和8年1月21日

羽村市長 橋本弘山 様

羽村市国民健康保険運営協議会

会長 西川 美佐



羽村市国民健康保険税の適正化について（答申）

令和7年8月28日付羽市市発第6098号をもって当協議会に諮問のあった標記の件について慎重に審議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

1 羽村市国民健康保険税率改定等

平成30年度に国民健康保険の財政運営の安定化などを目的とした国民健康保険の制度改正があり、東京都が財政運営の責任主体となり保険給付に必要な費用を全額支払い、市区町村は東京都に国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を納める仕組みとなった。制度改正から8年が経過しようとしているが、人口構造の変化に伴い国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり一般会計からの法定外繰入による支援も続いている。

東京都は市区町村が納付金を納めるために必要な、各市区町村ごとの「標準保険料率」を毎年提示しており、このたび示された「令和8年度標準保険料率」においてもこれまでと同様、羽村市の現行税率と乖離がある。

このような状況から、市では、「羽村市国保財政健全化計画」（以下「健全化計画」という。）を策定し、この健全化計画に基づき2年に一度、定期的な保険税の改定を行い、標準保険料率を目指し、法定外繰入の削減に取り組んできたところである。

新型コロナウイルス感染症が感染法上5類に移行してから3年が経過し、社会経済活動は正常化しつつあるものの、エネルギー価格の高騰、円安による輸入品価格上昇、賃金・年金の伸び悩みなど、国民の実質生活水準は依然として厳しい状況にあり、保険税の引き上げは被保険者の負担となる。こうした中、都道府県レベルでの保険料（税）水準の統一を目指すこととされており、東京都においても令和18年度の保険料率統一に向けた方針が最近示されたところである。その実現に際して、被保険者に急激な負担を強いることのないよう、健全化計画に基づき段階的に税率を改定することはやむを得ない。

以上のことから、次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。



(1) 基礎課税額

①所得割率を現行の 100 分の 6.43 から 100 分の 6.68 とすること。

②均等割額を現行の 27,300 円から 29,100 円 とすること。

(2) 後期高齢者支援金等課税額

①所得割率を現行の 100 分の 2.33 から 100 分の 2.44 とすること。

②均等割額を現行の 11,200 円から 12,200 円 とすること。

(3) 介護納付金課税額

①所得割率を現行の 100 分の 2.15 から 100 分の 2.24 とすること。

②均等割額を現行の 13,100 円から 13,900 円 とすること。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額

①所得割率を 100 分の 0.30 とすること。

②均等割額を 1,839 円 とすること。

③18 歳以上均等割額を 89 円 とすること。

(5) 地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の変更及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについては、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。

(6) 子ども・子育て支援納付金課税額については毎年東京都が示す標準保険料率に改定すること。

2 付帯意見

羽村市国民健康保険税の改定などについて、委員から出された主な意見は下記のとおりです。

(1) 令和 1・8 年度の保険料統一に向けて改定が必要となるが、物価上昇の傾向は予測困難であり、さらに状況が悪くなる可能性もある。今後は物価高対策の観点からも慎重に改定を検討する必要がある。

(2) 税負担の公平性を保つうえで、引き続き収納率の向上を図ること。

(3) 被保険者の健康の保持・増進を図るため、第 3 期データヘルス計画に掲げている保健事業を充実していくこと。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

※令和 8 年度以降の年度分の国民健康保険の保険税について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険税については、なお、従前の例による。